

第801号
令和3年3月

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例	1	1
規 則	番号	頁数
・天理市文化センター条例施行規則の一部を改正する規則一部を改正する規則	3	2
告 示	番号	頁数
・公示送達について	30	2
・放置自転車等の保管について	31	2
・放置自転車等の保管について	32	3
・公示送達について	33	3
・公示送達について	34	3
・放置自転車等の保管について	35	4
・放置自転車等の保管について	36	4
・放置自転車等の保管について	37	4
・放置自転車等の保管について	38	4
・放置自転車等の保管について	39	5
・期限延長の告示	40	5
・放置自転車等の保管について	41	5
・屋外広告物の撤去	42	5
・令和3年第一回天理市議会定例会招集告示	43	5
・放置自転車等の保管について	44	5
・放置自転車等の保管について	45	6
・放置自転車等の保管について	46	6

・公示送達について	47	6
・天理市一般会計補正予算（第10号）等の要領について	48	6
・放置自転車等の保管について	49	8
・放置自転車等の保管について	50	8
・放置自転車等の保管について	51	8
・公示送達について	52	8
・公示送達について	53	8
・放置自転車等の保管について	54	9
公 告	番号	頁数
・農業振興地域整備計画の変更について	9	9
・大和都市計画生産緑地地区の変更について	10	9
・一般入札公告	11	10
・一般入札公告	12	13
・農地利用集積計画について	13	17
・一般入札公告	14	17
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	2	21
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	2	21
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	1	21

条 例

(令和3年2月10日掲示済)

天理市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年2月10日

天理市長 並 河 健

天理市条例第1号

天理市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例

天理市立休日応急診療所条例（昭和53年9月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(臨時の分院の設置)

- 2 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)のまん延を防止するため、市長が必要と認めるときは、臨時に診療所の分院を設置することができる。
- 3 前項の分院について、名称、位置その他の必要な事項は、市長が別に定める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

(令和3年2月25日揭示済)

天理市文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月25日

天理市長 並 河 健

天理市規則第3号

天理市文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市文化センター条例施行規則(平成27年3月天理市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「月曜日」の次に「及び火曜日」を加え、同項第2号中「場合は」の次に「、同一週の水曜日とし、当該水曜日が同法に規定する休日に当たるときは」を加え、「規定する祝日」を「規定する休日」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

(令和3年2月8日揭示済)

天理市告示第30号

公示送達について

下記の書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条の規定で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年2月8日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意)国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(令和3年2月8日揭示済)

天理市告示第31号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年2月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
令和3年2月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市川原城町803番地
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

令和3年2月6日から令和3年4月6日まで

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

6 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 移動・保管費用（1台につき）

ア 移動費 2,080円

イ 保管費 1,030円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設

電話 0743-62-4770

天理市くらし文化部防災安全課地域安全係

電話 0743-63-1001

(令和3年2月8日揭示済)

天理市告示第32号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年2月8日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和3年2月10日揭示済)

天理市告示第33号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年2月10日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(令和3年2月10日揭示済)

天理市告示第34号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年2月10日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(令和3年2月10日揭示済)

天理市告示第35号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年2月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
令和3年2月10日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町276番地3先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市川原城町803番地
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
令和3年2月10日から令和3年4月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(令和3年2月10日揭示済)

天理市告示第36号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年2月10日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和3年2月10日揭示済)

天理市告示第37号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年2月10日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和3年2月12日揭示済)

天理市告示第38号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年2月12日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

天理市告示第38号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年2月12日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和3年2月15日揭示済)

天理市告示第39号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年2月15日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和3年2月16日揭示済)

天理市告示第40号

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月9日条例第30号。以下「条例」という。）の規定により、条例第36条の2の規定による申告書の提出の期限について、令和3年4月15日まで延長する。

令和3年2月16日

天理市長 並 河 健

(令和3年2月17日揭示済)

天理市告示第41号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年2月17日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和3年2月22日揭示済)

天理市告示第42号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

令和3年2月22日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	不明（動物霊園）	のぼり	1	成願寺町	令和3年2月19日	令和3年2月19日	市役所地下駐車場

連絡先 天理市建設部都市整備課 0743-63-1001（内線330）

(令和3年2月22日揭示済)

天理市告示第43号

令和3年第1回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年2月22日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 令和3年3月2日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(令和3年2月22日揭示済)

天理市告示第44号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年2月22日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和3年2月22日揭示済)

天理市告示第45号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年2月22日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和3年2月24日揭示済）

天理市告示第46号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年2月24日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和3年2月25日揭示済）

天理市告示第47号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年2月25日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（令和3年2月26日揭示済）

天理市告示第48号

令和3年2月1日付で議決のあった令和2年度天理市一般会計補正予算（第10号）の要領は、次のとおりである。

令和3年2月26日

天理市長 並 河 健

令和2年度天理市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度天理市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,742千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,059,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 11,526,404	千円 57,742	千円 11,584,146
	2 国庫補助金	8,114,008	57,742	8,171,750
歳 入 合 計		34,001,935	57,742	34,059,677

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 11,084,975	千円 133,985	千円 11,218,960
	2 児童福祉費	4,703,406	133,985	4,837,391
4 衛生費		1,675,554	16,646	1,692,200
	1 保健衛生費	592,561	16,646	609,207
7 商工費		864,201	△106,080	758,121
	1 商工費	864,201	△106,080	758,121
10 教育費		3,775,792	13,191	3,788,983
	2 小学校費	642,626	8,800	651,426
	3 中学校費	1,449,688	2,200	1,451,888
	5 社会教育費	340,760	2,191	342,951
歳 出 合 計		34,001,935	57,742	34,059,677

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	令和3年度	千円 32,000

(令和3年3月1日揭示済)

天理市告示第49号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年3月1日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和3年3月1日揭示済)

天理市告示第50号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
令和3年3月1日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
令和3年3月1日から令和3年8月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770
天理市くらし文化部防災安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

(令和3年3月3日揭示済)

天理市告示第52号

公示送達について

下記の書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年3月3日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(令和3年3月4日揭示済)

天理市告示第53号

公示送達について

下記の書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年3月4日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（令和3年3月4日揭示済）

天理市告示第54号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年3月4日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

公 告

（令和3年2月9日揭示済）

天理市公告第9号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた天理市農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月9日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の天理市農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課

天理市川原城町605番地

（令和3年2月15日揭示済）

天理市公告第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21号第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更するため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和3年2月15日

天理市長 並 河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画生産緑地地区
2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域
天理市田井庄町
3. 都市計画の案の縦覧場所
天理市川原城町605番地
天理市建設部都市整備課内
4. 都市計画の案の縦覧期日
令和3年2月15日から令和3年3月1日まで
5. 都市計画の案に対する意見の提出要領

市民及び利害関係人はこの都市計画の案について意見書を提出することができる。意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を記載した文書を市長あてで令和3年3月1日までに、天理市建設部都市整備課に必着するように提出してください。

(令和3年2月19日揭示済)

天理市公告第11号

下記の工事について、事後審査型条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6の規定により公告する。

令和3年2月19日揭示済

天理市長 並 河 健

第1 入札に付する事項等

- (1) 工事名 天理市立朝和幼稚園園舎耐震補強工事
- (2) 工事場所 天理市 成願寺町
- (3) 工事概要 幼稚園保育棟耐震補強に伴う改修工事
保育棟（2棟）耐震補強工事
・建築工事 1.0式
・電気設備工事 1.0式
・機械設備工事 1.0式
・外構工事 1.0式
・撤去工事 1.0式
遊戯室トイレ改修工事
・建築工事 1.0式
・電気設備工事 1.0式
・機械設備工事 1.0式
・撤去工事 1.0式
- (4) 工期 契約日から令和4年2月28日まで
- (5) 入札方法 電子入札による
- (6) 予定価格 131,989,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (7) 変動型最低制限価格
最低制限価格は事後公表（事後決定）とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。変動係数は、開札日当日、開札の実施前に電子くじにより決定する。

第2 入札に参加するために必要な資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たすこと。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 天理市が令和2年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（令和2年度）において建築一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 暴力団に係る排除措置要件（別紙2）に該当するものでないこと。
 - ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - ⑧ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - ⑨ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者

であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑩ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

① 建設業法第26条の規定に基づく建築一式工事に対応する監理技術者である者。

② 本入札参加資格確認申請書の提出締切日において、入札参加者と3ヶ月以上の雇用関係にある者。

③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線332

第4 仕様書の閲覧

仕様書は、本市ホームページにて閲覧に供する。(閲覧用パスワード: 4567)

閲覧場所 天理市役所入札審査室内ホームページ(<https://bit.ly/2KBqSWL>)

第5 質問・回答に関する事項

仕様書に対する質問がある場合のみ以下のとおり提出するものとする。

質問書の提出期限: 別紙1(入札日程)のとおりとする。

質問の方法: FAX又はE-mail

FAX 0743-62-5016

E-mail d-nyusatu@city.tenri.nara.jp

質問を提出した場合は、到着確認の電話連絡をすること。

なお、上記の日時・方法以外の質問書には回答を行わない。

回答の日時: 別紙1(入札日程)のとおりとする。

回答の方法: 天理市役所入札審査室内ホームページにて質問内容とともに閲覧に供する。

第6 入札方法等

(1) 入札書は、別紙1(入札日程)の入札書等の電子入札システム受付期間に工事費内訳書を添付のうえ、電子入札システム上で提出すること。(ICカードは入札参加資格者本人(法人の場合は代表者又は委任がある場合は受任者)名義でなければ入札に参加することはできない。)

※工事費内訳書の様式に規定はないが、参考書式として天理市役所入札審査室内ホームページ(<https://bit.ly/2Q0YN90>)からダウンロードすることが可能。

※工事費内訳書の工事価格(消費税及び地方消費税を除く金額)欄に記載されている金額と入札金額に相違がある入札書は無効とする。

(その他無効となる入札書は、天理市建設工事電子入札実施要領及び入札の心得に従うものとする。)

(2) 入札書等の電子入札システムの受付期間

別紙1(入札日程)のとおりとする。

第7 開札日時、場所及び入札執行回数

(1) 日 時 別紙1(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 天理市役所 3階 333会議室

(3) 入札執行回数 1回とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。

第8 落札候補者の決定及び事後審査

(1) 落札候補者

落札候補者の決定方法は「天理市建設工事電子入札実施要領」第16条に従い決定する。落札候補者には電子入札システムを通じて通知をする。この場合において、落札候補者は正当な理由なく入

札参加資格確認申請書及び事後審査に係る書類の提出がない場合、入札参加停止措置の対象となる
ことがあるので十分注意すること。

(2) 事後審査

落札候補者は、開札日の翌日（休日を除く）の午後5時までに次の書類を総務課入札審査室まで
持参すること。

- ① 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号-1）
- ② 建設業許可通知書の写し
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し（審査基準日が1年7ヶ月以内で最新の
もの。）
- ④ 配置技術者の資格者証の写し（監理技術者証及び監理技術者講習修了証、又は監理技術者講習
修了履歴の記載がある監理技術者証の写し）
- ⑤ 配置予定技術者と3ヶ月以上雇用関係にあることが確認できる書類（健康保険証等）の写し。

(3) 落札者決定

落札候補者が提出する事後審査に係る書類により参加資格の有無を審査した後 に、落札者を決
定する。落札者決定後、当該電子入札参加者全員に落札者決定通知書を電子入札システムにより送
信するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

第9 その他

(1) 契約書作成の要否

要する。落札者は天理市建設工事執行規則第13条第1項の規定に基づき落札者決定の日から7日
以内に契約を締結するものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 金額については、請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理
市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりと
する。

(3) 契約の不締結

- ① 落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が本市から入札参加停止措置を受けた場合は、契
約を締結しない。
- ② 契約締結の際に、落札者が有効な経営事項審査結果を有していることが確認できない場合は、
契約を締結しない。

(4) 暴力団排除に係る契約の解除

契約締結後に、契約の相手方が暴力団に係る排除措置要件（別紙2）に該当するときは、契約を
解除するものとする。また、契約を解除した場合には、損害賠償義務が発生する。

この公告に定めのない事項は、天理市契約規則、天理市建設工事執行規則及び天理市建設工事電子入札
実施要領に従う。

別 紙 1（入札日程）

天理市立朝和幼稚園園舎耐震補強工事	
事 項	期 間 等
公告及び仕様書公開日 電子入札システムでの公開日	令和3年2月19日（金） 公告・仕様書等は天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	令和3年3月1日（月）まで 仕様書に対する質問がある場合のみ提出。第5参照。
質問書への回答日	令和3年3月8日（月） 天理市ホームページ内にて質問内容と合わせて公開。
入札書等の電子入札システム受 付期間	令和3年3月9日（火）午前8時30分から 令和3年3月11日（木）午後5時まで

開札の日時	令和3年3月12日（金） 午前11時00分
入札参加資格確認申請書及び事後審査に係る書類の提出期限	令和3年3月15日（月）※1 午後5時まで 落札候補者は入札審査室に持参にて提出してください。

上記の期間は、土曜日、日曜日及び

国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで
（正午から午後1時までを除く。）とする。

※1 公告第7（3）の場合（再度入札）にあつては、日程の変更を行う。変更後の日程については総務課入札審査室から入札参加者に電話等の確実な方法で連絡をする。

別紙 2

暴力団に係る排除措置要件

<p>（措置要件）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役員等が暴力団員であるとき。 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 6 市発注工事の契約に係る下請契約又は資材等、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。 8 市発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（令和3年2月19日揭示済）

天理市公告第12号

下記の工事について、事後審査型条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6の規定により公告する。

令和3年2月19日揭示済

天理市長 並 河 健

第1 入札に付する事項等

- (1) 工事名 天理市立井戸堂幼稚園園舎耐震補強工事
- (2) 工事場所 天理市 西井戸堂町
- (3) 工事概要 幼稚園管理棟耐震補強に伴う改修工事
 - 管理棟耐震補強工事
 - ・建築工事 1.0式
 - ・電気設備工事 1.0式
 - ・機械設備工事 1.0式
 - ・外構工事 1.0式
 - ・撤去工事 1.0式
 - 管理棟木造撤去工事 1.0式
 - 保育棟（4室）床改修工事 1.0式

- (4) 工 期 契約日から令和3年8月20日まで
- (5) 入 札 方 法 電子入札による
- (6) 予定価格 77,990,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (7) 変動型最低制限価格
最低制限価格は事後公表（事後決定）とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。変動係数は、開札日当日、開札の実施前に電子くじにより決定する。

第2 入札に参加するために必要な資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たすこと。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 天理市が令和2年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（令和2年度）において建築一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 暴力団に係る排除措置要件（別紙2）に該当するものでないこと。
 - ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - ⑧ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - ⑨ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - ⑩ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
専任の要否は関係法令による。
 - ① 建設業法第26条の規定に基づく建築一式工事に対応する主任技術者又は監理技術者である者。
 - ① 本入札参加資格確認申請書の提出締切日において、入札参加者と3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線332

第4 仕様書の閲覧

仕様書は、本市ホームページにて閲覧に供する。（閲覧用パスワード：4567）

閲覧場所 天理市役所入札審査室内ホームページ（<https://bit.ly/2KBqSWL>）

第5 質問・回答に関する事項

仕様書に対する質問がある場合のみ以下のとおり提出するものとする。

質問書の提出期限：別紙1（入札日程）のとおりとする。

質問の方法：FAX又はE-mail

FAX 0743-62-5016

E-mail d-nyusatu@city.tenri.nara.jp

質問を提出した場合は、到着確認の電話連絡をすること。

なお、上記の日時・方法以外の質問書には回答を行わない。

回答の日時：別紙1（入札日程）のとおりとする。

回答の方法：天理市役所入札審査室内ホームページにて質問内容とともに閲覧に供する。

第6 入札方法等

- (1) 入札書は、別紙1（入札日程）の入札書等の電子入札システム受付期間に工事費内訳書を添付のうえ、電子入札システム上で提出すること。（ICカードは入札参加資格者本人（法人の場合は代表者又は委任がある場合は受任者）名義でなければ入札に参加することはできない。）

※工事費内訳書の様式に規定はないが、参考書式として天理市役所入札審査室内ホームページ（<https://bit.ly/2Q0YN90>）からダウンロードすることが可能。

※工事費内訳書の工事価格（消費税及び地方消費税を除く金額）欄に記載されている金額と入札金額に相違がある入札書は無効とする。

（その他無効となる入札書は、天理市建設工事電子入札実施要領及び入札の心得に従うものとする。）

- (2) 入札書等の電子入札システムの受付期間
別紙1（入札日程）のとおりとする。

第7 開札日時、場所及び入札執行回数

- (1) 日 時 別紙1（入札日程）のとおりとする。

- (2) 場 所 天理市役所 3階 333会議室

- (3) 入札執行回数 1回とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。

第8 落札候補者の決定及び事後審査

- (1) 落札候補者

落札候補者の決定方法は「天理市建設工事電子入札実施要領」第16条に従い決定する。落札候補者には電子入札システムを通じて通知をする。この場合において、落札候補者は正当な理由なく入札参加資格確認申請書及び事後審査に係る書類の提出がない場合、入札参加停止措置の対象となることがあるので十分注意すること。

- (2) 事後審査

落札候補者は、開札日の翌日（休日を除く）の午後5時までに次の書類を総務課入札審査室まで持参すること。

① 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号-1）

② 建設業許可通知書の写し

③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し（審査基準日が1年7ヶ月以内で最新のものの。）

④ 配置技術者の資格者証の写し（監理技術者を置くことが必要な工事にあっては、監理技術者証及び監理技術者講習修了証、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある監理技術者証の写し）

⑤ 配置予定技術者と3ヶ月以上雇用関係にあることが確認できる書類（健康保険証等）の写し。

- (3) 落札者決定

落札候補者が提出する事後審査に係る書類により参加資格の有無を審査した後、落札者を決定する。落札者決定後、当該電子入札参加者全員に落札者決定通知書を電子入札システムにより送信するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

第9 その他

- (1) 契約書作成の要否

要する。落札者は天理市建設工事執行規則第13条第1項の規定に基づき落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。

- (1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりと

- する。
- (2) 契約の不締結
- ① 落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が本市から入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。
 - ② 契約締結の際に、落札者が有効な経営事項審査結果を有していることが確認できない場合は、契約を締結しない。
- (3) 暴力団排除に係る契約の解除
- 契約締結後に、契約の相手方が暴力団に係る排除措置要件（別紙2）に該当するときは、契約を解除するものとする。また、契約を解除した場合には、損害賠償義務が発生する。

この公告に定めのない事項は、天理市契約規則、天理市建設工事執行規則及び天理市建設工事電子入札実施要領に従う。

別紙1（入札日程）

天理市立井戸堂幼稚園園舎耐震補強工事	
事 項	期 間 等
公告及び仕様書公開日 電子入札システムでの公開日	令和3年2月19日（金） 公告・仕様書等は天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	令和3年3月2日（火）まで 仕様書に対する質問がある場合のみ提出。第5参照。
質問書への回答日	令和3年3月9日（火） 天理市ホームページ内にて質問内容と合わせて公開。
入札書等の電子入札システム受 付期間	令和3年3月10日（水）午前8時30分から 令和3年3月15日（月）午後5時まで
開札の日時	令和3年3月16日（火） 午前10時00分
入札参加資格確認申請書及び事 後審査に係る書類の提出期限	令和3年3月17日（水）※1 午後5時まで 落札候補者は入札審査室に持参にて提出してください。

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

※1 公告第7（3）の場合（再度入札）にあつては、日程の変更を行う。変更後の日程については総務課入札審査室から入札参加者に電話等の確実な方法で連絡をする。

別紙 2

暴力団に係る排除措置要件

(措置要件)

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 市発注工事の契約に係る下請契約又は資材等、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記6に該当する場合を除く。)において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 市発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(令和3年2月28日揭示済)

天理市公告第13号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和3年2月28日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(令和3年3月4日揭示済)

天理市公告第14号

下記の工事について、事後審査型条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6の規定により公告する。

令和3年3月4日揭示済

天理市長 並 河 健

第1 入札に付する事項等

- (1) 工事名 前栽幼稚園こども園化整備工事
- (2) 工事場所 天理市 杉本町
- (3) 工事概要
 - 増築工事
 - 0・1歳児用保育棟 1棟、プレハブ倉庫 1棟
 - 建築改修工事
 - 保育室 5室、トイレ 6室、遊戯室 1室、職員室 1室 給食室 1室
 - 用途変更に伴う既存建物改修工事 1.0式
 - 屋根防水改修工事 1.0式
 - 既設遊具撤去・新築 1.0式
 - 電気設備改修工事 1.0式
 - 機械設備改修工事 1.0式
 - 昇降機設備工事 1.0式
 - その他工事 1.0式
- (4) 工期 契約日から令和4年3月18日まで
- (5) 入札方法 電子入札による
- (6) 予定価格 377,674,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(7) 変動型最低制限価格

最低制限価格は事後公表（事後決定）とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。変動係数は、開札日当日、開札の実施前に電子くじにより決定する。

第2 入札に参加するために必要な資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。以下「営業所」という。）を有する者の2者で構成される特定建設工事共同企業体（共同施工方式をとるものに限る。以下「共同企業体」という。）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たすこと。
- (2) 共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」という。）の出資比率は、30%以上であること。ただし、共同企業体の代表者については、同比率が51%以上であること。
- (3) 共同企業体構成員のすべてが、次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 共同企業体構成員のうち代表者にあつては、建設業法の規定に基づく特定建設業の許可を建築工事業について受けており、本市が令和2年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（令和2年度）において建築一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
代表者以外の構成員（以下「その他の構成員」という。）にあつては、本市が令和2年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（令和2年度）において建築一式工事の格付がB等級以上に位置付けられている者であること。
 - ④ 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑤ 暴力団に係る排除措置要件（別紙2）に該当するものでないこと。
 - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - ⑦ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - ⑧ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - ⑩ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (4) 共同企業体構成員は、それぞれの立場に応じて要求される次の条件のすべてを満たす技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
 - ① 代表者
ア 建設業法第26条の規定に基づく建築一式工事に対応する監理技術者である者。
イ 本入札参加資格確認申請書の提出締切日において、入札参加者と3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ② その他の構成員
ア 建設業法第26条の規定に基づく建築一式工事に対応する主任技術者又は監理技術者である者。
但し、主任技術者にあつては国家資格を有するものに限る。
イ 本入札参加資格確認申請書の提出締切日において、入札参加者と3ヶ月以上の雇用関係にある者。

第3 入札手続等

担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線332

第4 仕様書

仕様書は、本市ホームページにて閲覧に供する。（閲覧用パスワード：7891）
閲覧場所 天理市役所入札審査室内ホームページ（<https://bit.ly/2KBqSWL>）

第5 質問・回答に関する事項

仕様書に対する質問がある場合のみ以下のとおり提出するものとする。
質問書の提出期限：別紙1（入札日程）のとおりとする。

質問の方法：FAX又はE-mail

FAX 0743-62-5016

E-mail d-nyusatu@city.tenri.nara.jp

質問を提出した場合は、到着確認の電話連絡をすること。

なお、上記の日時・方法以外の質問書には回答を行わない。

回答の日時：別紙1（入札日程）のとおりとする。

回答の方法：天理市役所入札審査室内ホームページにて質問内容とともに掲載する。

第6 入札方法等

- (1) 入札書は、別紙1（入札日程）の入札書等の電子入札システム受付期間に工事費内訳書を添付のうえ、電子入札システム上で提出すること。入札可能なICカードは、共同企業体の代表者のICカードとする。ただし、天理市建設工事電子入札実施要領第10条の「紙入札の届出」により、紙入札参加届出書が受理された場合は、入札書及び工事費内訳書を書面で提出することができる。

※ 工事費内訳書の様式に規定はないが、参考書式として天理市役所入札審査室内ホームページ（<https://bit.ly/2Q0YN90>）からダウンロードすることが可能。

※ 工事費内訳書の工事価格（消費税及び地方消費税を除く金額）欄に記載されている金額と入札金額に相違がある入札書は無効とする。（その他無効となる入札書は、天理市建設工事電子入札実施要領及び入札の心得に従うものとする。）

- (2) 入札書等の電子入札システムの受付期間
別紙1（入札日程）のとおりとする。

第7 開札日時、場所及び入札執行回数

- (1) 日 時 別紙1（入札日程）のとおりとする。
(2) 場 所 天理市役所 3階 333会議室
(3) 入札執行回数 1回とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。

第8 落札候補者の決定及び事後審査

- (1) 落札候補者

落札候補者の決定方法は「天理市建設工事電子入札実施要領」第16条に従い決定する。落札候補者には電子入札システムを通じて通知をする。この場合において、落札候補者は正当な理由なく入札参加資格確認申請書及び事後審査に係る書類の提出がない場合、入札参加停止措置の対象となることがあるので十分注意すること。

- (2) 事後審査

落札候補者は、開札日の翌々日（休日を除く）の午後5時までに次の書類を総務課入札審査室まで持参すること。

① 特定建設工事共同企業体協定書

② 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号-2）

③ 建設業許可通知書の写し ※

④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し（審査基準日が1年7ヶ月以内で最新のもの。）

⑤ 配置予定技術者の資格（別紙）及び配置技術者の資格者証の写し（監理技術者を置くことが必要な工事にあつては監理技術者証及び監理技術者講習修了証、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある監理技術者証の写し） ※

⑥ 配置予定技術者と3ヶ月以上雇用関係にあることが確認できる書類（健康保険証等）の写し。 ※ ※については、それぞれ構成員ごとに提出すること。

- (3) 落札者決定

落札候補者が提出する事後審査に係る書類により参加資格の有無を審査した後、落札者を決定する。落札者決定後、当該電子入札参加者全員に落札者決定通知書を電子入札システムにより送信するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

第9 その他

- (1) 契約書作成の要否
要する。落札者は天理市建設工事執行規則第13条第1項の規定に基づき落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約日
本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条の規定により議会の議決を要するため、契約日については議決日以降となり、それまでの間は仮契約とする。
- (3) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 金額については、請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (4) 契約の不締結
 - ① 落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が本市から入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。
 - ② 契約締結の際に、落札者が有効な経営事項審査結果を有していることが確認できない場合は、契約を締結しない。
- (5) 暴力団排除に係る契約の解除
契約締結後に、契約の相手方が暴力団に係る排除措置要件（別紙2）に該当するときは、契約を解除するものとする。また、契約を解除した場合には、損害賠償義務が発生する。

この公告に定めのない事項は、天理市契約規則、天理市建設工事執行規則及び天理市建設工事電子入札実施要領に従う。

別紙1（入札日程）

前栽幼稚園こども園化整備工事	
事 項	期 間 等
公告及び仕様書公開日 電子入札システムでの公開日	令和3年3月4日（木） 公告は仕様書等は天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	令和3年3月19日（金）まで 仕様書に対する質問がある場合のみ提出。第5参照。
質問書への回答日	令和3年3月30日（火） 天理市ホームページ内にて質問内容と合わせて公開しま す。
入札書等の電子入札システム受 付期間	令和3年3月31日（水）午前8時30分から 令和3年4月5日（月）午後5時まで
開札の日時	令和3年4月6日（火） 午前10時00分
入札参加資格確認申請書及び事 後審査に係る書類の提出期限	令和3年4月8日（木）※1 午後5時 落札候補者は入札審査室に持参にて提出してください。

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

※1 公告第7（3）の場合（再度入札）にあつては、日程の変更を行う。変更後の日程については総務課入札審査室から入札参加者に電話等の確実な方法で連絡をする。

別紙 2

暴力団に係る排除措置要件

(措置要件)

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 市発注工事の契約に係る下請契約又は資材等、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記6に該当する場合を除く。)において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 市発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

教育委員会

(令和3年2月10日揭示済)

天教告示第2号

令和3年2月16日午後2時から2月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

令和3年2月10日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(令和3年2月26日揭示済)

天農委告示第2号

令和3年3月5日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

令和3年2月26日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条に関する許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第5条に関する許可申請について |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について |
| 議案第4号 | 農地利用配分計画について |
| 議案第5号 | 別段面積(下限面積)の検討について |
| 議案第6号 | 現況非のうち(山林)の非農地判断について |
| 議案第7号 | 天理農地振興地域整備計画の変更について |
| 議案第8号 | その他 |
| | ① 市街化区域の専決処分について(報告) |

選挙管理委員

(令和3年3月1日揭示済)

天選告示第1号

令和3年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年3月1日

天理市選挙管理委員会
委員長 西口 恵 紹

50分の1の数	1,058人
6分の1の数	8,813人
3分の1の数	17,626人